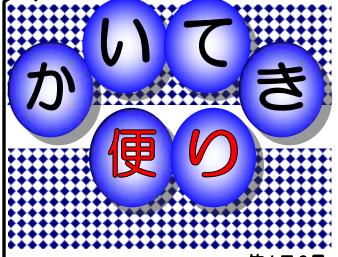
★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう!! ★★★



平成31年 4月1日発行 第176号

(INDEX

〇 お知らせ

「東京都介護支援専門員現任研修(専門研修課程 I 及び専門研修課程 II)の指定実施機関を変更しました。≪平成31年4月1日より≫」 ■

「平成31年度介護人材確保対策事業の実施について(事業者募集)」

「【31 年度新規事業のご案内】外国人介護従事者受入れ環境整備事業 を実施します!」

「平成31年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業」

「研修期間中の代替職員を派遣します」

「H31 年度 訪問看護にかかる支援策について」

「「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会」を開催します」

「老健ショートステイ空床情報検索システムをご活用ください」

「ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)情報入力・更新の お願い」

「「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中!」

お知らせ

東京都介護支援専門員現任研修(専門研修課程 | 及び専門研修課程 |)の 指定実施機関を変更しました。≪平成31年4月1日より≫

平成31年4月1日より東京都介護支援専門員現任研修の専門研修課程 I 及び専門研修課程 II の指定 実施機関を下記のとおり変更しました。

平成31年度以降に下記研修の受講を希望される場合は、下記実施機関までお申込みください。

研修名	~平成30年度	平成31年度~
	公益財団法人	公益財団法人
専門研修課程 I	総合健康推進財団	東京都福祉保健財団
	特定非営利活動法人	公益財団法人
専門研修課程Ⅱ	東京都介護支援専門員研究協議会	総合健康推進財団

公益財団法人 東京都福祉保健財団 03-3344-8512

公益財団法人 総合健康推進財団 03-6262-7132

詳細は以下のホームページにも掲載しておりますので御確認下さい。

【東京都福祉保健局ホームページ】

⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

>介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報>介護支援専門員の研修情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kenshuujyouhou.html)

【お問合せ先】介護保険課ケアマネジメント支援担当 TEL03-5320-4279

○ 平成31年度介護人材確保対策事業の実施こついて(事業者募集)

「介護人材確保対策事業」は、「職場体験事業」「介護職員資格取得支援事業」「介護職員就業促進事業」の3事業の総称です。本事業を今年度も実施しますので、ご協力いただける都内の介護事業所及び研修機関を募集します。

【職場体験事業】

介護業務のイメージアップと介護人材の職場への定着を図ることを目的として、介護業務の体験を希望する者に対して、職場体験の機会を提供します。

体験受入にご協力いただきました介護事業者には、受入費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。(体験者は無給です。)

【介護職員資格取得支援事業】

就職先の選択肢を拡大するほか、将来の介護人材を育成することを目的として、職場体験事業を利用した方に対して、無料の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を開講し、資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した研修機関には、研修修了人数に応じて、費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。

〔平成31年度 主な変更点〕

対象研修に、「生活援助従事者研修」が追加されます。

【介護職員就業促進事業】

介護分野への人材確保及び育成を図ることを目的として、介護業務への就労を希望する離職者等を介護事業所等で雇用しながら、介護職員初任者研修、実務者研修又は生活援助従事者研修の資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した介護事業者には、雇用者の雇用期間中の賃金や研修受講等にかかる費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。

〔平成31年度 主な変更点〕

- ・事業者への委託料の支払い方法が、対象者雇用終了後実績払い(後払い)になります。
- ・委託料のうち、賃金の単価が定額(平成30年10月1日現在の東京都内最低賃金)になります。
- 対象研修に、「生活援助従事者研修」が追加されます。
- 事業への申請方法が、登録会に参加いただいての申請になります。

[就業促進事業 事業者登録会]

日程: 4月14日(日曜日)、4月15日(月曜日)、4月16日(火曜日) ※3日間のうちいずれかに参加してください。

場所:ベルサール飯田橋駅前

(東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル)

※登録会の詳細、事業の申請様式等詳細については、東京都福祉人材センターのホームページをご確認ください。

各事業の詳細については、以下のホームページに掲載しております。

【東京都福祉人材センターホームページ】

https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html

【東京都福祉保健局ホームページ】

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html

【お問合せ先】高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267 東京都福祉人材センター TEL 03-5211-2910

○ 【31年度新規事業のご案内】外国人介護従事者受入れ環境整備事業を実施します!

東京都では、平成31年度より都内に所在する介護サービスを提供する事業所等が、外国人受入れに係る各制度(経済連携協定、外国人技能実習制度、及び在留資格「介護」等)の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるよう支援することを目的として、外国人介護従事者受入れ環境整備事業を新たに実施します。

≪外国人介護従事者受入れ環境整備事業の概要(案)≫

- 1 外国人受入れセミナー
- 2 外国人介護職員指導担当者研修
- 3 介護施設等による留学生受入れ支援

なお、上記1から3の詳細につきましては、今後随時、東京都ホームページ等でご紹介します。

《上記3 介護施設等による留学生受入れ支援の概要(案)》

事業所が介護福祉士養成施設に通う留学生を雇用し、学費等を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行います。

なお、以下に記載する内容は、平成31年4月1日時点での案になります。変更になる可能性もありますので、ご 留意ください。

【対象事業所要件(案)】

- (1)平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで、学費等の支給対象者(以下「対象者」)を継続して雇用していること。
 - (2)平成31年4月1日現在、介護職員処遇改善加算 I を取得していること。
- (3)外国人職員を指導する担当職員を配置し、当該担当職員に、都の実施する外国人介護職員指導担当者研修を受講させること。 等

【対象者要件(案)】

- (1)平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで介護福祉士養成施設に在籍していること。
- (2)平成31年度が卒業年度の場合は、介護福祉士国家試験を受験し、かつ介護福祉士養成施設を卒業(修了) すること。
- (3)平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日までの勤務時間が、平均週20時間以上であること。

【補助対象経費と1人当たり補助基準額/年度】

- (1)学費 600千円
- (2)入学準備金 200千円
- (3) 就職準備金 200千円
- (4)国家試験受験対策費用 40千円
- (5)居住費 360千円

【補助金説明会開催のご案内】

要件等の詳細につきまして、6月に説明会を開催する予定です。

日程等については、今後随時、東京都ホームページ等でご案内いたします。

≪問合せ先≫

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当

電話 03-5320-4267

○ 平成31年度 介護職員奨学金返済·育成支援事業

東京都では、平成30年度より介護保険事業所等に就職した新卒者等を計画的に育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、奨学金貸与を受けた者に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する介護事業所等を支援する事業を実施しております。

本事業について、平成31年度も引き続き実施しますので、ご案内いたします。

また、都内の介護事業者を対象に、説明会を開催しますので、ご興味のある事業者様におかれましては、是非ご参加ください。

≪介護職員奨学金返済・育成支援事業の概要≫

【対象事業所】

平成31年4月1日現在、「介護職員処遇改善加算 I 」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)※」を有する都内の介護保険事業所等

※ 資格取得支援制度については、平成31年4月2日以降に創設した場合であっても、平成31年4月1日から適用する場合は対象となります。

【対象者】

以下(1)又は(2)のいずれかに該当する者。

- (1)次の①~⑤の要件をすべて満たす者。
- ①平成31年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。
- ②平成31年4月1日から平成32(2020)年1月1日までに補助対象事業者に常勤の介護職員(有期雇用を除く)として採用されること。
- ③介護福祉士となる資格を有していないこと。
- 4) 奨学金を返済していること。
- ⑤補助対象事業所に在籍していること。
- (2)次の①~④の要件をすべて満たす者。
- ①平成30年度の本事業の対象者であった者。
- ②奨学金を返済していること。
- ③補助対象事業所に在籍していること。
- ④常勤の介護職員(有期雇用を除く)として勤務していること。

【補助条件】

介護事業者が、対象職員の育成計画を作成し、当該職員が1年以内に初任者研修、3年以内に実務者研修を修了し、5年以内に介護福祉士の資格取得を目指す体制を整備することが条件となります。

【補助期間】

1人当たり5年間を上限

(初任者研修を1年以内、実務者研修を3年以内に修了することを条件とします。また、介護福祉士試験を4年及び5年以内に受験することを条件とします。)

【補助基準額】

1人当たり年60万円を上限

※本事業を活用した事業者は、東京都ホームページ等でご紹介する予定です。

≪説明会を開催します!≫

本事業の詳細について、都内介護事業者を対象に、説明会を開催いたします。

【日程】平成31(2019)年6月7日(金曜日)

【場所】 新宿住友スカイルーム(東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 47F)

※ 説明会の時間、内容、申請方法等詳細については、東京都福祉保健財団のホームページにてご案内させていただきます。

≪問合せ先≫

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 介護人材育成担当

メール: syogakukin@fukushizaidan.jp

電話:03-3344-8513

財団 HP:http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html

※お問合せについては、財団ホームページに掲載の「質問票」を用いて、FAX 又はメールにてお願いします。

≪東京都所管課≫

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 電話:03-5320-4267

○ 研修期間中の代替職員を派遣します

お知らせ

都では、都内の介護保険事業所等で働く介護職員等が研修を受講する場合、都で委託した人材派遣会社から 代替職員を派遣します。

ご利用を希望する場合は、下記の委託会社へお問合せください。

なお、相談料、申込料、派遣料などは無料ですが、代替職員については、都予算や派遣職員の登録状況により、 ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

≪代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業≫

【対象研修】

介護職員等によるたんの吸引等のための研修、介護福祉士養成のための実務者研修、国、都、区市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

※同一事由による各種助成金とは併給できませんので、ご留意ください。

【対象事業所】

介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

【派遣期間】

研修に参加する時間数の4倍まで派遣可能。

原則として所属職員が対象研修に参加する期間が含まれているものとします。

【対象職種】

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員

【申込・問合せ先】

東神産業株式会社 TEL 045-314-8225、 HP http://www.toshin-sangyo.co.jp/

【東京都所管課】

高齡社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

○ H31年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成31年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<H31 年度東京都訪問看護推進総合事業>

<u> </u>	<h31年度東京都市問看護推進総合事業></h31年度東京都市問看護推進総合事業>				
	事業名	申請期限等			
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1)(対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程 入学試験日の20日前の日まで			
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	第1回締切: 5月17日(金) 第2回締切: 6月21日(金) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。ただし、4月採用(予定含む)の場合は、第1回 締切日までに提出してください。			
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	第 1 回締切 : 5 月 17 日(金) 第 2 回締切 : 6 月 21 日(金)			
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする 20日前の日まで ただし、4 月採用(予定含む)の場合は、5/17 まで に提出してください。			
	(4) 新任訪問看護師(★)就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。(「募集要領」をご確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	第1回締切: 5月10日(金) 第2回締切: 6月12日(水) ただし、4月に訪問看護未経験者を雇用する場合は、必ず第1回締切日までに応募してください。 ※詳細は、「募集要領」をご確認ください。			
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください			
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします			
	訪問看護等事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします			
	訪問看護フェスティバルの開催	H32 年(2020 年)2 月 11 日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします			

(※1) 認定看護師資格取得支援事業、及び(※2) 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保 支援事業<産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>は、申請状況により期限を別に設定する場合が あります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【H31年度訪問看護ステーションの補助事業にかかる説明会の開催こついて】

東京都訪問看護推進総合事業のうち、補助金事業にかかる詳細について、下記のとおり説明会を開催いたします。

なお、各事業の申請要件や募集締切などの詳細な情報は、随時、東京都のホームページに掲載しますので、 ご確認いただきますようお願いします。

- ●日時: 平成31年4月19日(金曜日) 午前 10 時 00 分~11 時 30 分まで(1 時間 30 分程度)
- ●会場: 東京都庁 都民ホール
- ●東京都庁までのアクセス:

【所在地】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

【交通機関】◆ JR他「新宿」駅 西口から

- •徒歩約10分
- ・バス (地下バスのりば)から都営バス又は京王バス (都庁循環)「都庁第一本庁舎」下車 すぐ
- ◆都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅すぐ
- ●申込方法:「説明会出欠票及び意向調査」(★)に必要事項を記入し、平成 31 年 4 月 16 日(火曜日)までにファクシミリにて下記問合せ先に送付してください。
- (★)「説明会出欠票及び意向調査」は、下記ホームページからダウンロードできます。
- ※当日参加も可能ですが、座席に余裕がある場合に限り受付いたします。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html)

Q 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TELO3-5320-4216 FAXO3-5388-1395

○「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業 等の補助制度説明会」を開催します

東京都では、今後更なる増加が見込まれる認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで暮らしていけるよう、平成10年度から「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業」を実施しています。

また、地価の高い都市部におけるひとり暮らし低所得高齢者向けに、平成22年度から「都市型軽費老人ホーム整備事業」も行っています。

グループホームや都市型軽費老人ホーム等の設置促進を図るため、整備費補助制度等について、説明会を開催いたします。グループホーム運営事業者の方、福祉施設運営事業者の方のほか、こうした事業に関心のある方など、是非御参加ください。

- ■日時 平成31年(2019年)5月20日(月曜日)午後1時30分から午後5時まで
- ■会場 東京都庁第一本庁舎5階 大会議場(新宿区西新宿二丁目8番1号)
- ■内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、介護専用型有料老人ホーム、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅等の事業の仕組みと補助制度について
- ■対象 グループホーム運営事業者、福祉施設運営事業者、土地・建物所有者(オーナー)などで東京都における整備事業、補助制度に関心のある方
- ■定員 500名
- ■申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、ファクシミリ(FAX 0 3 5 3 8 8 1 3 9 1) または同ホームページのリンク先から電子申請により申し込んでください。
- ■申込期限 5月8日(水曜日)

【問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当

TEL: 03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護) >「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会」の開催について(平成31年(2019年)5月20日開催予定)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/setsumei310520.html)

東京都也人保護施設協会

○ 老健ショートステイ空床情報検索システムをご活用ください

一般社団法人東京都老人保健施設協会は、介護老人保健施設のショートスティをより活用していただくため、空床情報を検索できるシステムを開設しました。ぜひご活用ください。

〇アクセス方法

PC・スマートフォンから利用できます。

都老健

検索

[HP] https://www.roken-tokyo.or.jp/

〇サイトの特徴

医療的ケアが行える老健ショートステイの空床状況を最大3か月後まで検索できます。

- ・利用期間や地域、必要な医療的ケア、部屋の形態など、条件検索ができます。
- ・検索結果で気になる施設は、料金や提供サービス、交通情報等も得られます。
- 各施設が空床情報を直接システムに入力するため、最新の状況が確認できます。

※本システムは、東京都の補助事業を活用して開設したものです。

【問合せ先】一般社団法人東京都老人保健施設協会事務局 【電話】03-6380-4351 【FAX】03-6380-4371

お知らせ

○ ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)情報入力・更新のお願い

ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)は、福祉職場に興味のある方々に、介護をはじめ、保育、障害分野など福祉職場に関する様々な情報を発信し、一人でも多くの方を福祉職場につないでいくためのシステム (Web サイト)です。

ふくむすびでは、専用マイページ(<u>事業者マイページ</u>)から職員等の募集情報、運営方針、職場体験やボランティア受け入れ状況などを入力することで、福祉職場に興味のある方々(都の福祉関連のイベント・研修の参加者など)に、無料で情報発信していただくことができます。

2018 年 1 月のサイト開設以降に事業所の皆様に送付している <u>ID・パスワード</u>を使って、事業者マイページにログインをしていただき、福祉職場に興味をお持ちの方に向けて、ぜひ積極的な PR をお願いいたします!

Oトップページイメージ



Oふくむすび URL

https://www.fukushijinzai.metro.tokyo.jp



〇問合せ先

東京都社会福祉協議会

東京都福祉人材センター 人材対策推進室

TEL:03-6261-3925 FAX:03-6256-9690

こちらから、<u>事業者マイページ</u>に アクセスできます。

○「高齢者見守」人材向け出前講座」お申込み 受付中!



高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等 へ連絡していただくため、高齢者を見守る方々のご協力が必要です。

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応	
	等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。	
講師派遣期間	2019年4月1日(月曜日)から2020年3月31日(火曜日)まで	
	(土日祝日も実施)	
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1~2時間程度	
	(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)	
講師派遣場所	都内のご希望の場所	
費用	無料	
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業	
	者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等	
	受講者原則10人以上	
申込受付期間	2019年4月1日(月曜日)から2020年3月10日(火曜日)まで	
	【先着300回】	
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」から	
	ダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記	
	~FAXしてください。	

【東京都生活文化局ホームページ】→東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635(月~金曜日午前9時30分~午後5時<祝日·年末年始除<>)